

様式2の1

林業・木材産業成長産業化促進対策

変更事業構想

広 島 県

1 地域の概要

広島県の森林面積は、約 61 万ha（国有林含む）で県土面積の約 72%を占めている。民有林面積における樹種別の構成割合は、スギが 8.5%，ヒノキが 17.4%，マツが 34.5%となっており、蓄積量（10,405 万m³）における樹種別の構成割合は、スギが 17.3%，ヒノキが 24.6%，マツが 34.3%となっている。また、スギ・ヒノキの人工林面積は、約 14 万haで、そのうち 6 齡級から 12 齡級の間伐等の手入れが必要な森林が約 70%を占めており、森林を持続的に利用するとともに適正に管理していくためには、主伐・再造林などの推進による持続的な林業経営の確立を図るとともに、手入れ不足となっている森林の間伐などを推進し、適正な森林管理を推進していく必要がある。

2 林業・木材産業の成長産業化に向けた現状、課題及び取組方針

スギ・ヒノキの生産量は、供給体制の整備が進んだことから 10 年前に比べて倍増しており、県産材製品の利用量も生産量に応じて増加したものの、林業経営適地に適した集約化に着手したばかりであり、経営に必要な事業地が十分確保されていない。また、経営力の高い担い手の育成が必要であるとともに苗木供給や低コスト施業技術の確立など、持続的な林業経営の確立には至っていない。

このため、持続的に生産する林業経営を確立するため、森林資源情報等に基づき林業経営適地を設定し、森林經營管理制度を活用しながら林業経営体に林業経営適地の集約化を推進するとともに、長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成、IoT 技術を活用したシカ被害抑制対策、少花粉品種苗木等の安定供給体制の構築、コウヨウザンの活用等による森林施業の低コスト化を推進することにより、主伐後の再造林を確実に実施するために必要な技術を確立する。

また、主伐が増加し、製材用に適した規格の出材量が増加する一方で、現在、輸入木材が不足・価格高騰している影響により、輸入木材の代替としての国産材等の引き合いが強い状況にあるとともに、コロナ禍や人口減少が影響し、新設住宅着工戸数の減少など木材需要の落ち込みが予測されていることから、供給力の増大を図ることで、安定的な供給体制を構築し、住宅分野においては、引き続き、外材から県産材への転換を進めるとともに、住宅以外の建築物の木造化・木質化の促進や、家具等の新たな需要先の創出など、生産された木材が用途に応じて適切に利用されるよう、需要先を確保する必要がある。

そのため、県産材の安定供給の増加と、建築物における県産材利用拡大や、家具等の付加価値の高い県産材製品の開発・販路拡大に取り組み、生産量に応じた需要の確保を進める。

3 成長産業化により目指す地域の林業・木材産業の将来像

年間 40 万m³ の県産材が安定的に生産される持続的な経営が行われ、流通、加工、利用まで効率的に流通し、社会において有効な資源として利活用されることを目指す。

4 林業経営体の現状、課題及び育成方針

林業経営体の多くは、経営管理や組織改革のノウハウが不足しており、長期的視点での事業計画や経営戦略の検討が行われていないとともに、他産業に比べて賃金水準が低く労働負荷が

高いことなどから、新規就業者の確保が困難になると予測される。

このため、経営力の高い林業経営体を育成するため、長期的な経営戦略の作成や安全管理マネジメントの実施等を通じた経営改善を支援するとともに、持続的な森林経営に必要となる組織内の人材を確保するため、各階層の人材に応じた研修を実施し、経営ビジョンや経営戦略を描ける人材を育成する。

また、就業相談員（メンター）と連携して、県内外で開催されるガイダンス等を通じた就業情報の発信による就業希望者の募集や支援、就業後の研修等の支援を行う。

5 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針

本県の森林は1～5haの小規模な森林の所有者が約3/4を占めていることに加え、所有者や境界が不明な森林が存在するなど、森林の集積・集約化していくことが困難な状況となっている。

このため、平成31年度より開始された市町による新たな森林経営管理制度を活用し森林の集積・集約化を県・市町が連携して進めることで、林業経営に適した林地を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、併せて森林経営計画策定のために必要な森林情報の整備・共有、森林境界の明確化、合意形成に取り組む。

6 間伐及び主伐・再造林の現状、課題及び取組方針

本県では「所有林が管理できない」、「林業経営が成り立たない」「その他の要因（害獣による苗木の被害、苗木の不足）」により、人工林の主伐後の再造林率が2割と低迷している。このため、林業経営が成り立つ森林において主伐・再造林を行うため、森林経営管理制度等を活用し林業に適した森林を集約化する。

また、森林施業の各段階において低密度植栽や下刈りなど収支の黒字化を目指すとともに、森林所有者に対し収支の見える化を行うことにより、再造林意欲の喚起を図る。

シカ被害拡大の抑制を図るため、捕獲技術の確立や人材育成、体制の構築や被害防止技術の普及を図るとともに、苗木を安定的に供給するため新たに林業経営者による苗木生産を働きかけるとともに、コンテナ苗など効率的な苗木生産を実施する取組を行う。

さらに、県内には間伐適齢期の森林が多く存在することから、引き続き搬出間伐等を推進する。

7 路網整備の現状、課題及び取組方針

本県では、施業地の集約化が進んでいないことから、伐採搬出等施業が効率的に実施できないなど、路網整備が十分に行えていない。

このため、森林経営管理制度等を活用し森林の集積・集約化を進めることとしているが、意欲と能力のある林業経営者が効率的な施業を行う必要があるため、集約化された森林において、林道と森林作業道等が連携し最適な路網（林道や森林作業道等）を計画し整備を進めることで、素材生産コストの縮減を図る。

8 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針

近年、ニホンジカの生息域が急速に拡大する一方で、捕獲作業従事者の高年齢化等により担い手不足が生じており捕獲が追いついていない状況にある。また、再造林地における防護柵等による対策は、地形的な制約等により必ずしも十分な効果が得られておらず、捕獲技術及び体制、防護技術が確立していない。

このため、「捕獲技術の確立」「捕獲人材の育成」「捕獲体制の構築」及び適切な防護対策の確立を目的に、モデル地区で実証的な取組を実施し、技術的な知見を蓄積するとともに、実証結果等に基づき技術者育成研修を進める。

9 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針

現在、輸入木材が不足・価格高騰している影響により、県内においても、輸入木材の代替としての国産材等の引き合いが強い状況にある。また、今後主伐が増加し、製材用に適した規格の出材量が増加する一方で、人口減少の影響による、新設住宅着工戸数の減少など、木材需要の落ち込みが予測されている。

このため、県内の林業経営体に対し、製材工場との協定等に基づき、県産材の安定的な供給を促すとともに、住宅分野においては、外材から県産材への転換を進めるために、県内製材工場とプレカット工場が連携し、県内の大規模製材工場からこれまでの主要構造部材を中心とした供給に加え、利用が進んでいない羽柄材の供給量を増加させるとともに、非住宅建築物への県産材の利用を促進させる。

10 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし

11 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし

12 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針

これまで、川上の生産側と川下の消費者をつなぐため、流通コーディネーターと連携した取り組みにより、県内の需要に対応するための需給マッチングを行い、安定的な木材の供給が進んだものの、今後木材需要の落ち込みに対応するために、新たな需要に応じた需給マッチングを行う必要がある。

このため、引き続き、新たな需要先に安定的に県産材を供給するため、流通コーディネーターと連携して、県内外の大規模製材工場等の需要量等の情報を把握した上で、安定供給協定や木材価格の固定買取の仕組などを活用し、効率的な集荷と需要先への安定的な供給に向けた取組を推進する。

13 事業実施期間

平成 30 年度～令和 4 年度

※ 事業構想の計画期間の上限は、5 年とする。

14 目標を定量化する指標

<木材供給量の目標>

(単位 : 千 m³)

	平成 30 年 (度) (実績)	令和 4 年 (度) (目標)
木材供給量	298	350

※ 国産材の供給量について、直近年（度）の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

目標	メニュー		指標	令和 4 年 (度) (目標)
安定供給体制 の整備推進	間伐材生産		間伐材生産経費 (円／m ³) の減少率	4%
	高性能林業機械等の整備		労働生産性 (m ³ ／人・日) の増加率	15%
木材利用及び 木材産業体制 等の整備推進	木材加工流通施設等の整備		地域材利用量 (m ³) の増加率	14%
	木造公共建築物等の 整備	木造化 (補助率 1/2 以内)	事業費当たりの 木材利用量 (m ³ ／百万円)	—
		木造化 (補助率 15% 以内)		—
		木質化		—
	木質バイオマス利用 促進施設の整備	未利用間伐材等 活用機材整備	事業費当たりの 木質バイオマス 利用量 (m ³ ／百万 円)	—
		木質バイオマス 供給施設整備		—
		木質バイオマス エネルギー利用 施設整備		—

※ 上表の指標については、別表 2 に定める事項を記載することとし、事業実施期間の終了年度の目標を記載すること。